

労働安全衛生法のポイント

高度経済成長の陰で労働災害は増加し、1960年代には年間6千人を超える尊い命が失われ、労災新規受給者数が170万人に達していました。当時の労働安全衛生関係の規制は労働基準法（僅か14カ条）の下で行われていましたが、危険な機械等や有害な化学物質の製造等の規制、それらの流通段階での規制、重層下請、建設工事における共同企業体（JV）等の特殊な労働関係での安全衛生管理、発がん性に係る有害物の取扱業務従事者の離職後の健康管理対策等、直接の雇用関係を前提とする労働基準法の規制ではその対応ができず、また、健康で快適な職場環境づくりをめざす幅広い安全衛生行政の展開や中小企業への援助指導も、労働基準法の最低基準確保の規制では対応が困難となっていました。

公害問題や大規模事故災害の多発等、高度経済成長の歪みが大きな社会問題となったことを背景として、総合的計画的な安全衛生対策の推進を目ざして、1972（昭和47）年に労働安全衛生法（以下「安衛法」という）が労働基準法から分離して単独法として制定されました。

1 目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

目的

